東京学芸大学附属学校教員選考基準の一部改正について

改正理由：副校長の必要条件を見直し，当該校種の教員免許状を有していない教諭（副校長）からの昇任（配置換）や養護教諭等からの昇任が可能となるように整備するものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （副校長の必要条件） 第４条　副校長となることのできる者は，次の各号に該当する者とする。 (1) 教員免許状を有していること。 (2) 教職歴20年以上であること。ただし，附属特別支援学校については，福祉関係の指導員等の経験年数を合算することができるものとする。 (3) 現勤務校以外の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に定める学校をいう。以下同じ。）の勤務経験があり，附属学校（全校種）で通算６年以上在籍した経験を有すること。 (4) 校務分掌として，次のいずれかに該当する主任等のうち３つ以上を経験していること。 ア　教務主任 イ　学年主任 ウ　生徒指導主事 エ　進路指導主事 オ　研究主任 カ　教育実習主任 キ　必要に応じて置かれている主任等のうち，アからカまでの主任等と同等の重要な校務を分掌していると附属学校運営会議が認めたもの。 ク　附属特別支援学校の各部に置かれている主事 (5) 研究業績として，３点以上の論文（実践報告などを含む。）があること。 〔省略〕 附　則 この基準は，平成25年４月１日から施行する。	〔省略〕 （副校長の必要条件） 第４条　副校長となることのできる者は，次の各号に該当する者とする。 (1) 当該校種の教員免許状を有していること。 (2) 教職歴20年以上であること。ただし，附属特別支援学校については，福祉関係の指導員等の経験年数を合算することができるものとする。 (3) 現勤務校以外の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に定める学校をいう。以下同じ。）の勤務経験があり，附属学校（全校種）で通算６年以上在籍した経験を有すること。 (4) 校務分掌として，次のいずれかに該当する主任等のうち３つ以上を経験していること。 ア　教務主任 イ　学年主任 ウ　生徒指導主事 エ　進路指導主事 オ　研究主任 カ　教育実習主任 キ　必要に応じて置かれている主任等のうち，アからカまでの主任等と同等の重要な校務を分掌していると附属学校運営会議が認めたもの。 ク　附属特別支援学校の各部に置かれている主事 (5) 研究業績として，３点以上の論文（実践報告などを含む。）があること。 〔省略〕